

火災予防の手続には

ぴったりサービスの

電子申請が

便利です



便利じゃなあ



ぴったりサービスの メリット

いつでも

24時間365日、
時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、
場所を問わず申請が可能です。

簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、
間違いのない申請ができます。
今回の申請情報を保存すると、
次回申請時にその情報を利用できます。

■ぴったりサービスとは

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。



マイナポータル

ぴったりサービスへのアクセスはこちら



https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

申請可能な手続

- ① 防火・防災管理者選任（解任）届出
- ② 消防計画作成（変更）届出
- ③ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ④ 自衛消防組織設置（変更）届出
- ⑤ 工事整備対象設備等着工届出
- ⑥ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ⑧ 防火対象物使用開始届出
- ⑨ 火を使用する設備等の設置の届出
(炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機)
(急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備)
- ⑩ 全体についての消防計画作成（変更）届出
- ⑪ 防火対象物点検結果報告書
- ⑫ 防災管理点検結果報告書
- ⑬ 防火対象物点検報告特例認定申請
- ⑭ 管理権限者変更届出（防火管理）
- ⑮ 防災管理点検報告特例認定申請
- ⑯ 管理権限者変更届出（防災管理）
- ⑰ 自衛消防訓練実施に係わる事前の届出
- ⑱ 危険物製造所貯蔵所取扱書完成検査申請
- ⑲ 移送取扱所完成検査申請

※①～⑨は消防本部のホームページから申請が可能です。

令和5年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

お問い合わせ先

赤磐市消防本部 予防課

TEL：086-955-2246（直通）

<https://www.city.akaiwa.lg.jp>